

山口県報

令和6年
7月30日
(火曜日)

目次

○告示

岩国駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の認可(都市計画課).....

宅地造成等工事規制区域の指定(建築指導課).....

特定盛土等規制区域の指定(建築指導課).....

○公告

県営玉喜東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....

○公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正.....



山口県告示第二百二十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第三項の規定に基づき、岩国駅前南地区市街地再開発組合の事業計画を次のとおり認可した。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 市街地再開発組合の名称

岩国駅前南地区市街地再開発組合

二 施行地区

岩国市麻里布町一丁目及び麻里布町二丁目の各一部

三 事務所の所在地

岩国市麻里布町一丁目四番三号

四 設立認可の年月日

令和五年二月二十四日

五 事業施行期間

令和六年七月三十日から令和十一年九月三十日まで

六 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

個別利用区は、定めない。

七 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和六年八月二十八日まで

八 事業計画の認可の年月日

令和六年七月三十日

山口県告示第二百二十七号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域として次のとおり指定する。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の範囲

次の図のとおり

二 指定年月日

令和七年四月一日

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口県土木建築部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十八号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十六条第一項の規定により、特定盛土等規制区域として次のとおり指定する。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の範囲
次の図のとおり
- 二 指定年月日
令和七年四月一日

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口県土木建築部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。〕



(一三三) 県営王喜東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営王喜東地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類

県営王喜東地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和六年七月三十一日から同年八月十九日まで

- 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(一三四) 県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類

県営万倉西奥地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間
令和六年七月三十一日から同年八月十九日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(一三五) 県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年七月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類

県営田万川湊地区農地耕作条件改善事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和六年七月三十一日から同年八月十九日まで

- 三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト



山口県公安委員会告示第二十六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、令和六年八月一日から施行する。

令和六年七月三十日

山口県公安委員会

表山口県柳井警察署の部平生幹部交番の項所管区の欄中「大字堅ヶ浜」を「大字堅ヶ浜」に改め、同部馬皿警察官連絡所の項を削る。

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
8月2日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更(道路整備課).....
- 公告
建築士の免許の取消し(建築指導課).....
- 教委公告
契約の締結.....
- 雑報
県報の正誤(令和六年七月三十日山口県報定期の目次).....

山口県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年八月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 橋東和線

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
大島郡周防大島町大字地家室字浜七	八九の六地先から	旧	最狭 二五・一一	三四〇・七	
同郡同町大字字地蔵浜西	七二一の八地先まで	新	最狭 二九・六	三四〇・七	
大島郡周防大島町大字地家室字浜七	八九の六地先から	新	最狭 二九・六	三四〇・七	ダブルウェイ
同郡同町大字字地蔵浜西	七二一の八地先まで	新	最狭 二九・六	三四〇・七	

道路の種類 県道
路線名 伊保庄平生線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡平生町大字大野南字寺田八一	七の二地先から	旧	最狭 六四・九	一八四・五	
同郡同町同大字	同字八〇〇	新	最狭 六四・九	一八四・五	
の一地先まで		新	最狭 一九六・四	一八四・五	

(一三六) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二二二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和六年八月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
村田 安雄	木造建築士	第五一号	令和六、七、二六	死亡



公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和六年八月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

教育庁教育情報化推進室 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

山口県教育ダッシュボード設計・開発等業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年五月二十九日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社ナレッジコミュニケーション 千葉県市川市相之川三丁目一三番二三号

六 契約金額

四千二百五十七万三千百十八円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



正 誤

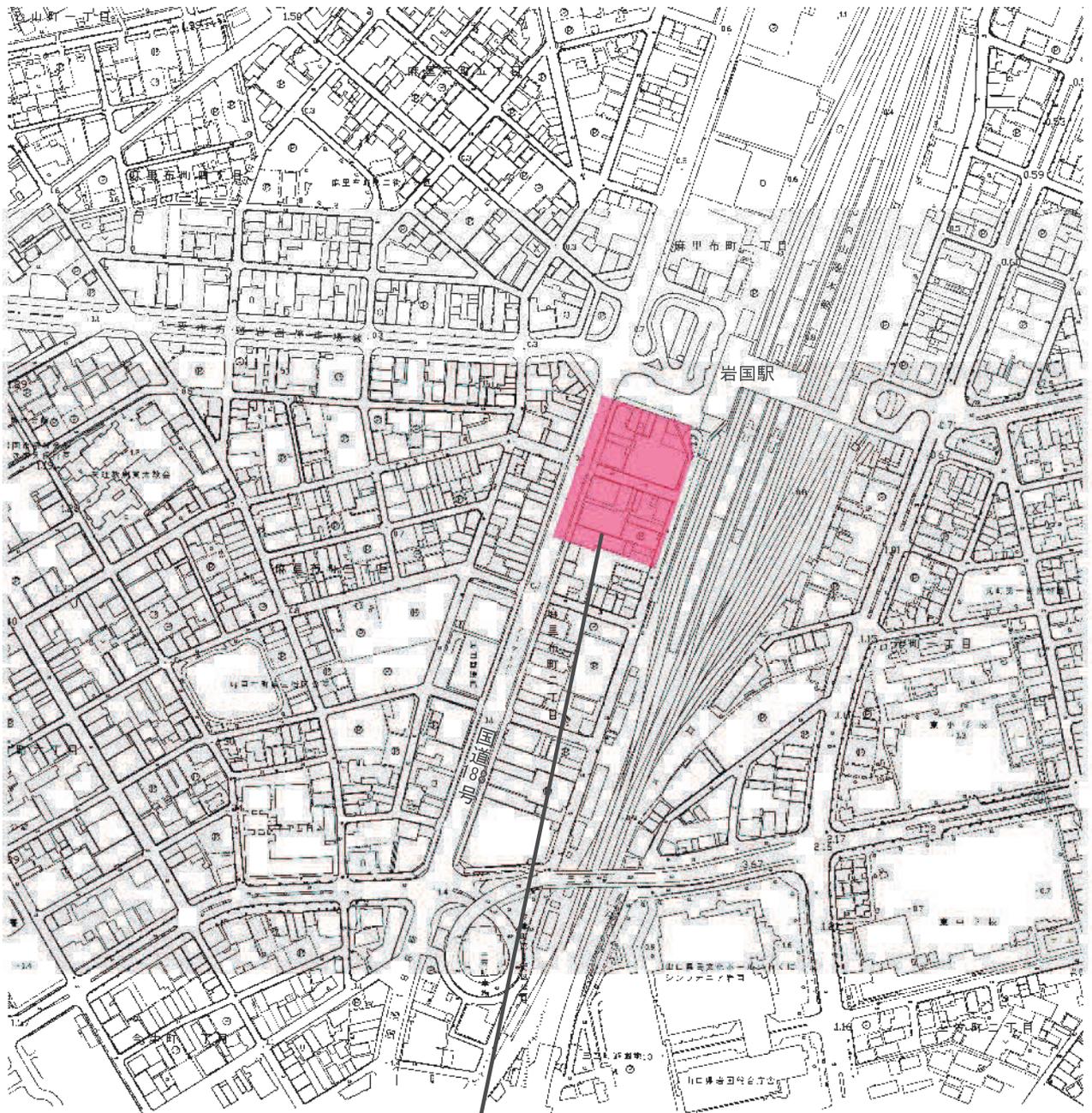
令和六年七月三十日山口県報（定期）の目次

<p>誤</p> <p>岩国駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の認可（都市計画課）</p>	
<p>正</p> <p>岩国駅前南地区市街地再開発組合の事業計画の認可（住宅課）</p>	

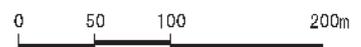
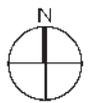
令和六年八月二日印刷
令和六年八月二日発行

発行人

山口県知事



岩国都市計画
岩国駅前南地区
第一種市街地再開発事業



岩
国
駅

